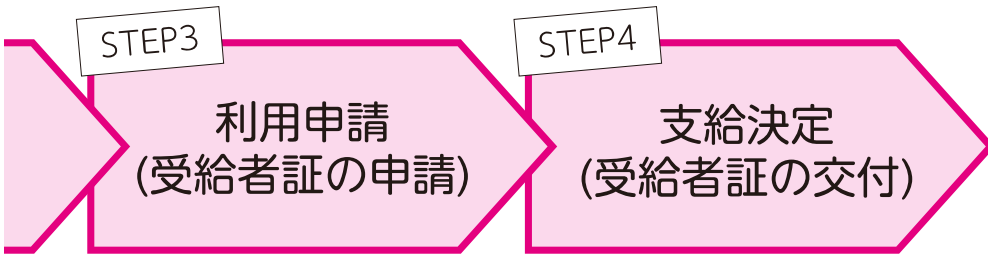
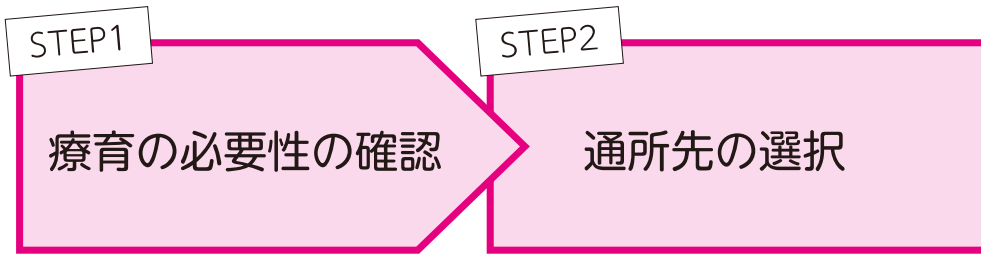


障害児通所支援の利用までの流れ

※P.30～P.33 「児童福祉法に基づく障害児支援」についても併せてご覧ください。

サービスを利用する際は本人の生活ペースに合わせた回数で、家庭で過ごす時間も確保しながら利用することがおすすめです。



発達が遅れている、育てにくさなど、気になることや悩みがあれば、まずは支援が必要なのかを含め、相談機関に相談してみましょう。

相談機関などで障害児通所支援の利用をすすめられた場合は、通いたい事業所を探し、見学にいきましょう。本人が気に入りそうか、事業所での取り組みや特徴などを聞き、具体的な通所イメージをもちましょう。

各種サービスを利用するためには受給者証の取得が必要です。区役所等の窓口で手続きを行いましょう。(下表★参照)

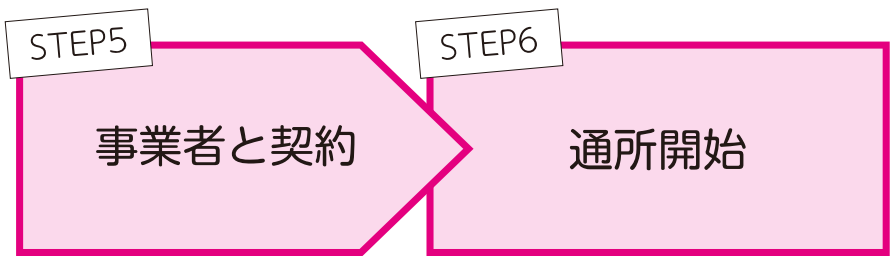
生活や障害の状況についての調査(アセスメント)を行い、サービスの支給が決まると「受給者証」が交付されます。

- 相談の窓口(P.4～P.9)
- あい・すてーしょん(P.18)
- 「障害児相談支援事業所」(P.54～)

- 事業所情報URLのご紹介(P.42)
- 各区ごとの事業所情報(P.43～)

その際には、必要な支給日数(月に何日ほど通うか?)を含む、障害児支援利用計画案の作成が必要になります。

※受給者証申請時には支援の必要性を確認するため意見書等が必要です。



通所先となる障害児通所支援事業所と契約をします。

通所開始です。事業所の児童発達支援管理責任者(児発管)と面談し、こどもの様子や思い、保護者の願いなどを伝えて「個別支援計画」を作成してもらいます。事業所とは、定期的にこどもの目標や希望について話し合い、こどもの状況に応じて個別支援計画を見直していきましょう。



★堺市におけるサービス別受付機関窓口等

サービス名等		対象児童	受付機関	決定機関
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	主に就学前児童	障害支援課 地域福祉課
	放課後等デイサービス	就学児童生徒	地域福祉課または保健センター※	
	保育所等訪問支援	保育所や学校等に在籍のある18歳までの児童	地域福祉課	
	居宅訪問型児童発達支援	18歳に達するまでの児童		
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童	通所支援に付随	地域福祉課	

※身体障害・知的障害：地域福祉課
精神障害・難病：保健センター(美原区はすべて地域福祉課)